

令和5年度 第1回羽曳野市国民健康保険運営協議会（会議録）

〔開催日時及び開催場所〕

- ・日時：令和5年11月20日（月） 午後2時～午後3時30分
- ・場所：羽曳野市役所本庁議会第2委員会室

〔出席委員数〕

- ・14人中12人出席

〔会議次第〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 案件
 - (1) 羽曳野市国民健康保険料の軽減措置について（諮問）
6. 報告
 - (1) 令和4年度羽曳野市国民健康保険事業実績について
 - (2) 羽曳野市国民健康保険令和4年度保健事業等実績報告について
 - (3) 次期大阪府国民健康保険運営方針について

〔議事概要〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 案件
 - (1) 羽曳野市国民健康保険料の軽減措置について（諮問）
6. 報告
 - (1) 令和4年度羽曳野市国民健康保険事業実績について
 - (2) 羽曳野市国民健康保険令和4年度保健事業等実績報告について
 - (3) 次期大阪府国民健康保険運営方針について

○質疑・意見

案件（1）羽曳野市国民健康保険料の軽減措置について（諮問）

（委員）

産前産後期間の保険料軽減措置の対象人数とその財源はどうなっているのか。

（事務局）

今年度の1月から3月までで25名と見込んでおり、軽減総額は100万円を見込んでいる。なお、財源は国費2分の1・府費4分の1・市費4分の1となる。市費の見込額は、100万円である。

(委 員)

産前産後期間の保険料軽減で、死産・流産・早産及び人口妊娠中絶の場合の取り扱いはどうなるのか。

(事務局)

産前産後期間の保険料軽減の申請は、出産予定日の6ヵ月前から届出ができる、出産後の届出も可能である。その申請基準については、死産・流産・早産及び人口妊娠中絶の場合も同様である。

また、減額される月数も同様である。

(委 員)

産前産後期間の保険料軽減の申請受付を始める日程はどうなっているのか。

(事務局)

産前産後期間の保険料軽減は国の制度であり、現時点でも仮の申請を受け付ける体制は整えている。また、条例が可決され次第、正式な処理を進めさせていただく予定である。

(委 員)

死産・流産・早産及び人口妊娠中絶の場合、グリーフケアをふまえた手続きを検討しているのか。

(事務局)

職権での産前産後期間の保険料軽減が認められているので、被保険者の精神的な負担を鑑み、出産一時金申請データ等から該当者を把握し職権で対応することを検討している。

(委 員)

グリーフケアは大切であり、それを念頭に置いた事業運営をしてほしい。

報告（1）令和4年度羽曳野市国民健康保険事業実績について

(委 員)

決算の説明であった99,222,509円の黒字分は、財政調整基金に積み立てられるのか。また、積み立てた場合、財政調整基金の残額はいくらになるのか。

(事務局)

99,222,509円の黒字分は、何もなければ財政調整基金に積み立てる予定である。一方で、基金より7,000万円を保険料負担軽減に充てるとともに保健事業で1,300万円を活用することとなっており、最終的に財政調整基金の残額は1,168,755,124円となる見込みである。

（2）羽曳野市国民健康保険令和4年度保健事業等実績報告について

(委 員)

羽曳野市国民健康保険令和4年度保健事業等実績報告を理解した。

(3) 次期大阪府国民健康保険運営方針について

(委 員)

次年度より大阪府内で保険料が統一されることであるが、当市の独自事業はどうなっていくのか。

(事務局)

委員のおっしゃる通り、次年度より大阪府内で保険料は統一される。その他、高額療養費や被保険者証の運用も統一となる。その一方で、保健事業は独自性を認められている。

(委 員)

今年度実施されている特定健診受診者へのギフトカードの配布等の羽曳野市独自の事業が可能ということか。

(事務局)

保健事業については、財源を財政調整基金からの繰出しとすれば、実施可能である。

(委 員)

以前はデータヘルス計画等に基づいて実施した健康指導について、受診率等の結果によりペナルティを課せられるということがあったと思うが、それはどうなっているのか。

(事務局)

制度開始当初は、特定健診の受診率が60%に満たない場合、後期高齢者支援金の金額が減らされるというペナルティがあった。しかし、その制度がうまく機能していなかつたことをふまえ、制度の後半からは保険者努力支援制度という評価制度へと変わった。保険者努力支援制度は、評価の内容により交付額が変わるというインセンティブを与える制度となっている。その制度は次年度以降も実施されると思われる。

(委 員)

統一することで、府内全体でする被保険者証の発行等の事務負担は、軽減するのか。

(事務局)

窓口業務やその他の被保険者証の発行等の業務内容は変わらず市町村で行う予定であり、事務負担が軽減する見込みはない。

(委 員)

府内全体となることで保険料が軽減される等のスケールメリットはあるのか。

(事務局)

コロナ等の未曾有の事態でも財政破綻することなく対応できたという点は統一化に

よりひとつのメリットであったと考えている。保険料については、一人当たりの医療費は増加しており保険料が下がるという見込はもちにくい状況である。

(委 員)

府内統一となることで、当市は財政的にどのような影響があるのか。

(事務局)

府内統一に向けて平成30年から令和5年まで広域化をしてきたが、それにより府内のほとんどの市町村が黒字運営となっている。当市も黒字運営できている市町村のひとつであり、財政的には統一になることで安定運営が可能になると考える。

(委 員)

積み立てしてきた財政調整基金を有効に活用していただきたい。

(委 員)

マイナンバーカードを健康保険証として利用することが開始された一方で、被保険者証の更新時期と有効期限については、どのような方向性になっているのか。

(事務局)

現時点で発行している被保険者証は令和6年10月31日まで有効である。次年度の更新時については、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの被保険者には、資格確認証を送付し、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が完了している被保険者には保険証の情報をお知らせとして送付するよう府より通知があった。更新時期は令和6年の秋を想定しており、有効期限は詳細の通知を待って対応予定である。

(委 員)

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が完了している場合は、隨時、最新の有効期限の情報が反映していくと考えてよいか。

(事務局)

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が完了している場合は、保険証の情報は隨時、自動更新される。

(委 員)

事業費納付金を保険料の抑制に充てるというのはどのような仕組みか。

(事務局)

大阪府の国保運営方針において定められている取組であり、その方針には「事業費納付金を通じた保険料の抑制として、市町村国民健康保険特別会計の財源を一部活用することにより、府内統一保険料の抑制の仕組みを構築する。具体的には一人あたりの保険料抑制額を定め、当該抑制額に各市町村の被保険者数を乗じて得た額を事業費納付金として府に納付することで、統一保険料を抑制するスキームとする」と書かれている。保険料を抑制する額を府で定め、市町村はその額を事業費納付金として納付するという仕組みである。

納付の財源としては、当市は、基金を保有しているので、それを事業費納付金の納付に充てることもできるうえ、黒字がでている場合は、その額を充てることも可能である。

また、目標収納率（96%）をもとに事業費納付金の納付額が算出されているということではなく、目標収納率より少し低めの94～95%の収納率で算出された保険料を事業費納付金で納付することになる。そのため、事業費納付金の算出額を上回る収納があった場合は、それを充てることも可能である。このように財源は様々であるが、定められた一人あたりの保険料抑制額を事業費納付金として市より府に納付をすることで、統一保険料の抑制につなげる制度を府が構築するということである。その一方で、府としては、府から市へ交付していた2号繰入金や前期高齢者交付金、保険者努力支援金等の財源を保険料の抑制に充てるということも考えている。しかし、全額を保険料の抑制に充てるというわけではない。国から交付される保険者努力支援金は、市町村の事業運営努力に比例して交付されるため、一定割合については、市町村へ配分しようと計画している。

(委 員)

府内の統一というのは府が全国に先がけて実施していることで、その統一に向けて府が運営方針を策定していると思うが、その方針の策定にあたっては、市町村が市民の声を届けることができると認識している。府へ意見を伝えるとともに独自にビラを作成するなどして、保険料の抑制を訴えている寝屋川市の例などもあるので、当市もそのような取り組みを実施し、府へ訴えかけてほしい。

(事務局)

府の運営方針については、市町村の代表が出席するワーキンググループでの議論を経てまとめられている。そのワーキンググループというのは、財政ワーキンググループと事業運営ワーキンググループがあり、それぞれで運営方針の策定に係る各市町村の課題を集約し検討している。運営方針がまとまる過程で、各市町村は府へ意見を伝えており、それらを踏まえて今回の運営方針が策定されていると認識している。そのため、当市としてはすでに府へ意見を届けているというところで、新たに課題を提示することはしなかった。

(委 員)

寝屋川市が作成された保険料抑制を訴えるビラについてはどう思われるのか。

(事務局)

基金をもっている市町村が、基金の活用をしていきたいと考えることは当然のことであり、寝屋川市はその考え方を市民に対してもオープンにしていきたいということであったと感じている。

(委 員)

説明を受けてもなお、事業費納付金や支援金の一部を保険料抑制に充てるという仕組みは理解が困難な点がある。また、府の見解を確認したが、府としては最善を尽くしているが、財政的な問題は、府の関与できる範疇ではなく国の構造的な問題であるというような姿勢に感じられる。

現状、府内の医療費はまちまちであり、南部は医療機関も少なく北部に多いという状況の中で統一され、大阪市、堺市、東大阪市といった大きな市の医療費水準にあ

わせていくことにより、当市は保険料の上昇から抜け出せないことになると思われ、その点を危惧している。そのため、令和6年からは統一化になるが、それぞれの市町村で活用できる財政調整基金を活用し、保険料の抑制に充てていくべきだと考える。特に低所得者への減免制度については積極的に実施してほしい。

また、令和6年に統一になったとしても、当市も府へ意見を伝える努力を続けてほしい。ワーキンググループで伝えているとは思うが、もっとダイレクトに府へ声を届けてほしい。特に、財政調整基金の活用をもっと自由にできるように要望を届けてほしい。

保険料抑制の話とは別に、先ほど、次年度の更新時にはマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの被保険者には、資格確認証が送付されるとのことであったが、その業務については引き続き実施してほしい。マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をされている市民より医療機関にて読み取りができず、結局10割負担を求められ、それが支払えない場合は、他の医療機関にかかるように促されたという話を聞いている。こういうこともあるので、資格確認証については自動でこれからも継続して送付していくように市からも声をあげていってほしい。

(委員)

財政調整基金を当市のために活用していってほしいという委員の意見を受け止め、事業運営をしてほしい。